

商 品 名	短期継続型保証制度 (NEWサポート・ファイブ)																				
取 扱 金 融 機 関	約定書締結金融機関																				
制度融資等の利用	不可																				
責任共有制度	対象																				
申 込 方 法	金融機関経由申込																				
対 象 要 件	次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者であること (1)1期以上の決算または確定申告を行っていること (2)次の条件を満たしていること 《法人の場合》 直近決算において経常利益を計上(ただし、一過性の赤字及び借換資金として利用の場合はこの限りでない) 《個人の場合》 貸借対照表を作成している青色申告で、直近の確定申告における青色申告特別控除前所得金額が200万円以上 (ただし、一過性の所得金額未達及び借換資金として利用の場合はこの限りでない) 《法人個人共通》直近決算(確定申告)において実質債務超過の場合は、原則として取扱金融機関もしくは外部専門家等の支援により策定した経営改善計画書において、業績の改善が見込まれること (3)既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと(ただし、本保証により返済緩和が解消される場合はこの限りでない)																				
融 資 限 度 額	8,000万円以内(ただし、サポート・ファイブと合算での限度額とする)																				
保 険 種 別	一般関係無担保保険及び一般関係普通保険																				
保 証 期 間	12ヶ月以内(ただし、初回利用時の終期は決算申告(確定申告)期限から概ね3ヶ月以内とし、以降更新時においては原則として12ヶ月とする)																				
資 金 使 途	運転資金(既保証付融資の借換も可能)																				
貸 付 形 式	手形貸付もしくは証書貸付																				
返 済 方 法	一括返済																				
担 保 / 連 帯 保 証 人	担保は原則不要 / 連帯保証人は原則として法人代表者のみ																				
貸 付 利 率	金融機関所定利率																				
信 用 保 証 料	基準保証料率(責任共有保証料率) <table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.90%</td> <td>1.75%</td> <td>1.55%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table>	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9												
保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%												
保証料割引	1.「会計参与設置会社」は、上記保証料率から0.1%割引きます 2.不動産等担保の提供がある場合は上記保証料率から0.1%割引きます(ただし、十分な評価額が認められる場合に限りです)																				
取 扱 期 間	平成30年4月1日～平成31年3月31日(協会及び金融機関の意思表示がない場合には1年間自動更新)																				
更 新 時 の 取 扱 い	【更新回数】 最大4回まで更新可能とする(※更新回数満了後の取扱いは、「更新できない場合の取扱い例」に準じる) 【更新の方法】 原則として新規保証の申込を受け、借換により更新手続きを行う(継続新規扱い) ※取扱金融機関でのみ更新の取扱いが可能。他の金融機関で更新手続きはできない。 【更新できない事由】 ①既保証付融資の返済条件を緩和した場合 ②3期連続経常利益を計上していない場合(個人の場合は3期連続青色申告特別控除前所得金額200万円未満の場合) ③著しい社外流出など、本保証が目的に反して利用された場合 ④その他、保証利用要件を満たさなくなった場合 【更新ができない場合の取扱い例】 ①期日一括返済(反復利用可)、②条件変更による分割返済、③他保証商品での借換(保証利用要件等を欠いている場合は除く)																				
必 要 書 類	【初回申込時】 ①直近決算(確定申告)において実質債務超過の場合は、取扱金融機関もしくは外部専門家等の支援により策定した「経営改善計画書」 【更新時】 ①決算概要報告書(別紙様式) ※経営改善計画書を策定している場合には、計画実績対比表等の予実管理表の提出が必要で ※直近決算(確定申告)において経常利益を計上していない(個人は青色申告特別控除前の所得金額が200万円未満の場合は、その要因及び改善策の記載が必要) ②直近決算(確定申告)において実質債務超過の場合は、取扱金融機関もしくは外部専門家等の支援により策定した「経営改善計画書」																				
モ ニ タ リ ン グ	①取扱金融機関は実行後の申込人の現況把握に努め、最低限3ヶ月に1度は試算表徴求や面談等による現況把握を必要とする。 また、申込人の業況が悪化した場合等は速やかに保証協会へ報告し、必要に応じて外部専門家等と連携して経営支援に取組むものとする。																				
本 保 証 の イ メ ー ジ																					